

第 号	相続人代表者指定届出書・固定資産現所有者申告書				
年 月 日					
小国町長 様 (相続人代表者・現所有者) 住所 _____ 氏名 _____ ④ 電話 _____ ()					
下記のとおり相続人代表者を指定しましたので、地方税法第9条の2第1項の規定により届出します。また、相続登記が完了するまでの間、この代表者を地方税法第384条の3にいう現に所有している者とするを併せて申告します。					
現 所 有 者	氏 名 (名 称) (個人番号又は法人番号)	被相続人 との続柄	住 (居) 所 (所 在 地)	相 続 分	
	()				/
被 相 続 人	氏 名				
	死亡時の住(居)所				
	死 亡 年 月 日	年 月 日			
相 続 人 (相続人代表者を除く現所有者)	氏 名 (個人番号又は法人番号)	被相続人 との続柄	住 (居) 所 (所 在 地)	相 続 分	
	印 ()				/
	印 ()				/
	印 ()				/
	印 ()				/
摘 要					

注1 納税通知書は、相続人の代表者の方に送付します。

注2 相続を放棄された方については記入の必要はありません。家庭裁判所の証明書の写しを添付してください。

納税義務者が死亡されたときの町税の手続きについて

納税義務の承継等

納税義務者が死亡されて、相続が生じた場合、その納税義務は相続人に承継されます。お亡くなりになった後に納めていただく町税がある場合には、相続人に納めていただくこととなります。

また、固定資産(土地・家屋)や軽自動車の所有者が死亡された場合、所有者の名義が変更されるまでの間は、相続権のある方が納税義務者となります。

相続人代表者の届出

相続人代表者の届出書は、亡くなった方にかかる賦課徴収及び還付に関する書類を受領してくださる代表者を指定していただくためのものです。こうした代表者を定めた場合は、各税目の相続人代表者届出書に必要事項を記入して、税務係に提出してください。

相続人代表者の指定

納税義務者が死亡された後、相当の期間内に相続人代表者届出書が提出されない場合、町が相続人代表者を指定することがあります。

相続放棄をされた場合の手続き

納税義務者が死亡された後、相続人全員が相続放棄をされ、相続人がいない場合には、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理証明書」の写し等を提出してください。

町税を口座振替されていた方の場合

死亡された納税義務者が口座振替で納付されていた場合は、口座の凍結等により引き落としができなくなります。税務係までご連絡ください。

所得税・消費税の申告

所得税・消費税の申告をすべき方が年の途中で亡くなった場合は、相続人はその全員の連名により、死亡した翌日から4か月以内に、税務署に確定申告をしてください。

〒869-2592 熊本県阿蘇郡小国町大字宮原 1567 番地 1
小国町役場 税務会計課 税務係 電話 0967-46-2130

【記載例】

第 号	相続人代表者指定届出書・固定資産現所有者申告書			
小国町長 様		相続人代表者のご記入をお願いします。		
(相続人代表者・現所有者)				
住所		熊本県阿蘇郡小国町宮原 1567-1		
氏名		小国 一郎 ④		
電話		0967 (46) 2130		
<p>下記のとおり相続人代表者を指定しましたので、地方税法第9条の2第1項の規定により届出します。また、相続登記が完了するまでの間、この代表者を地方税法第384条の3にいう現に所有している者とするを併せて申告します。</p>				
現 相 所 続 有 者 代 表 者	氏 名 (名 称) (個人番号又は法人番号)	被相続人 との続柄	住 (居) 所 (所 在 地)	相 続 分
	小国 一郎 ()	長男	熊本県阿蘇郡小国町宮原1567-1	/
被 相 続 人	氏 名	阿蘇 太郎		
	死亡時の住(居)所	熊本県〇〇市△△		
	死 亡 年 月 日	令和4年 1 月 1 日		
相 続 人 (相続人代表者を除く現所有者)	氏 名 (個人番号又は法人番号)	被相続人 との続柄	住 (居) 所 (所 在 地)	相 続 分
	小国 次郎 印 ()	次男	熊本県〇〇市△△	/
	小国 三郎 印 ()	三男	熊本県〇〇市△△	/
	印 ()			/
	印 ()			/
摘 要				

相続人が2人以上いらっしゃる場合は、こちらにもご記入をお願いします。

注1 納税通知書は、相続人の代表者の方に送付します。

注2 相続を放棄された方については記入の必要はありません。家庭裁判所の証明書の写しを添付してください。